

電気供給約款別紙（中部電力パワーグリッド株式会社管内）

実施要綱 中部 のむシリカ電力 お得スマート

1. 本別紙の適用エリア

この別紙は次の地域に適用します。

愛知県、岐阜県（一部を除く）、三重県（一部を除く）、静岡県（富士川以西）、長野県

2. 料金計算方法

電気料金については以下の計算方法が適用されます。

電気料金＝①基本料金＋②電力量料金±③燃料費調整額＋④再生可能エネルギー発電促進賦課金

①基本料金は、3（契約種別、料金単価等）ホ（基本料金および電力量料金単価）(a)のとおりとします。

②電力量料金＝電力量料金単価×使用電力量

③燃料費調整額＝燃料費調整単価×使用電力量

④再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量

ただし、燃料費調整額の加減算につきましては、電気供給約款（中部のむシリカ電力 低圧）（以下「本約款」といいます。）別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、本約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引くこととし、本約款別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、本約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

3. 契約種別、料金単価等

当契約種別については、技術的に当社でご契約を行う事が難しい場合には、ご契約をお断りする場合がございます。

イ) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(a)契約容量を定める場合は契約容量が原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(b)1需要場所において、低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力と合わせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者が認められた場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ) 時間帯区分

(a)時間帯区分は次のとおりとします。なお、休日等とは、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日をいいます。

① 昼間時間 (デイトタイム)

毎日午前 10 時から午後 5 時までの時間をいいます。ただし、休日等の該当する時間を除きます。

② 軽負荷時間 (アットホームタイム)

休日等以外の毎日午前8時から午前10時までおよび午後5時から午後10時までの時間ならびに休日等の午前8時から午後10時までの時間をいいます。

③ 夜間時間 (ナイトタイム)

昼間時間および軽負荷時間以外の時間をいいます。

(b)お客様が希望される場合は(a)②にかかわらず、軽負荷時間を次のいずれかとすることができます。

① 休日等以外の毎日9時から午前10時までおよび午後5時から午後11時までの時間ならびに休日等の午前9時から午後 11時までの時間

② 休日等以外の毎日午前7時から午前10時までおよび午後5時から午後9時までの時間ならびに休日等の午前7時から午後9時までの時間

(c)時間帯区分を変更された後1年に満たない場合は、原則として、時間帯区分を変更することはできません。

ニ) 契約容量

契約容量は、当社とご契約する直前のご契約容量、または、本約款別表5 (契約容量および契約電力の算定方法) (3)により算定された値といたします。

ホ) 基本料金および電力量料金単価 (税込)

(a)基本料金

基本料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。

ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

基本料金	1 契約につき最初の 10kVA まで	1 契約	1,820 円 06 銭
	上記をこえる 1kVA につき	1kVA	317 円 93 銭

(b)電力量料金単価

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

電力量料金	昼間時間	1kWh	38 円 41 銭
-------	------	------	-----------

	軽負荷時間	1kWh	28 円 32 銭
	夜間時間	1kWh	16 円 35 銭

附 則

1 実施期日

この実施要綱は、令和6年4月1日から実施いたします。